

◆入札説明書等に関する質問・意見に対する回答に関する質問書（再質問）に対する回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

特定事業契約書（案）

箇所	変更前（平成 24 年 8 月 3 日公表）	変更後（平成 24 年 8 月 24 日修正公表）
第 78 条	<p>福祉施設等事業期間は、平成 年 月 日から、平成 年 月 日までとし、このうち少なくとも<u>平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間</u>【運営開始から 3 年間】は福祉施設等の運営を行うものとする。</p> <p>2 サービス付高齢者向け住宅及び福祉施設等の一方又は双方について、その運営開始が、福祉施設等事業者の責めに帰すべき事由により平成 28 年 4 月 1 日より遅れた場合、福祉施設等事業者は、県に対し、その遅延日数 1 日当たり、当該遅延したサービス付高齢者向け住宅又は福祉施設等の存する団地におけるそれらの施設等の敷地に相当する面積の土地に対する、徳島県公有財産取扱規定に基づき有償で貸し付けた場合の 20 年分の地代相当額の 3 分の 1 に相当する額を 365 日で除した金額の違約金を支払わなければならない。</p>	<p>福祉施設等事業期間は、平成 年 月 日から、平成 年 月 日までとし、このうち少なくとも【運営開始から<u>通算して 3 年間</u>】は福祉施設等の運営を行うものとする。</p> <p>2 サービス付高齢者向け住宅及び福祉施設等の一方又は双方について、その運営開始が、福祉施設等事業者の責めに帰すべき事由により平成 28 年 4 月 1 日より遅れた場合、<u>事業者と</u>福祉施設等事業者は、<u>連帯して</u>、県に対し、その遅延日数 1 日当たり、当該遅延したサービス付高齢者向け住宅又は福祉施設等の存する団地におけるそれらの施設等の敷地に相当する面積の土地に対する、徳島県公有財産取扱規定に基づき有償で貸し付けた場合の 20 年分の地代相当額の 3 分の 1 に相当する額を 365 日で除した金額の違約金を支払わなければならない。</p>
第 90 条	<p>付帯事業期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、このうち少なくとも<u>平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間</u>【運営開始から 3 年間】は利便施設等の運営を行うものとする。</p> <p>2 利便施設等の運営開始が付帯事業者の責めに帰すべき事由により平成 28 年 4 月 1 日より遅れた場合、付帯事業者は、県に対し、その遅延日数 1 日当たり、当該遅延した利便施設等の存する団地における当該施設等の敷地についての 20 年分の地代相当額の 3 分の 1 相当額を 365 日で除した金額の違約金を支払わなければならない。</p>	<p>付帯事業期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとし、このうち少なくとも【運営開始から<u>通算して 3 年間</u>】は利便施設等の運営を行うものとする。</p> <p>2 利便施設等の運営開始が付帯事業者の責めに帰すべき事由により平成 28 年 4 月 1 日より遅れた場合、<u>事業者と</u>付帯事業者は、<u>連帯して</u>県に対し、その遅延日数 1 日当たり、当該遅延した利便施設等の存する団地における当該施設等の敷地についての 20 年分の地代相当額の 3 分の 1 相当額を 365 日で除した金額の違約金を支払わなければならない。</p>

◆入札説明書等に関する質問・意見に対する回答に関する質問書（再質問）に対する回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

箇所	変更前（平成 24 年 8 月 3 日公表）	変更後（平成 24 年 8 月 24 日修正公表）
別紙 2 7	TOKYO SWAP REF <u>E</u> RENCE RATE	TOKYO SWAP REF <u>E</u> RENCE RATE